　第７８号議案

　　非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年１０月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　品川区長職務代理者

　　　　　　　　　　　　　　　品川区副区長　　桑　　村　　正　　敏

　　　非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和３１年品川区条例第２９号）の一部を次のように改正する。

　第１条中「第２８条の５第１項または第２８条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める」を「同法第２２条の４第１項または第２２条の５第１項の規定により採用された」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２　暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第６条第１項もしくは第２項または附則第７条第１項もしくは第３項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項または第２２条の５第１項の規定により採用された職員とみなして、改正後の非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定を適用する。

　（説明）地方公務員法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。